セルフメディケーション税制について

令和９年１月１日時点

１．概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※）を行う個人**が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る**一定のＯＴＣ医薬品の購入の対価**を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が**１万２千円を超えるときは、その超える部分の金額**（その金額が８万８千円を超える場合には、８万８千円）について、その年分の**総所得金額等から控除する**。

（※）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（注）本特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができない。

セルフメディケーションは、世界保健機関（ＷＨＯ）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

２．制度の内容

■対象医薬品について**（赤字は令和９年1月1日から対象）**

○ **スイッチOTC医薬品（医療用から転用されたOTC医薬品）**

・外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用薬、アレルギー用薬、胃腸薬、痔疾用薬、水虫薬 、口内炎用薬、禁煙補助薬等

【対象外となる医薬品】

・Ｌ―アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノンを有効成分として含有する医薬品

・緊急避妊薬、ED治療薬

○ **非スイッチOTC医薬品（スイッチOTC医薬品以外のOTC医薬品）**

・外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用薬、アレルギー用薬、胃腸薬、痔疾用薬

・上記の薬効を有する漢方製剤、生薬製剤

○ **OTC検査薬**

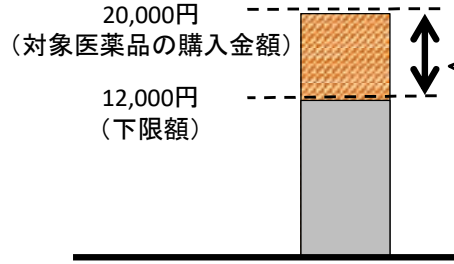
・コロナ検査薬、インフルエンザ・コロナ検査薬、排卵日予測検査薬

○ **薬局製造販売医薬品**

・非スイッチOTC医薬品に掲載される薬効を有する医薬品

本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



○ 8,000円が課税所得から控除される
（対象医薬品の購入金額：20,000円－下限額：12,000円＝8,000円）

○ 減税額
・所得税：1,600円の減税効果（控除額：8,000円×所得税率：20%＝1,600円）
・個人住民税：800円の減税効果（控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円）